

和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X1及び同X2（以下申立人兩名を合わせて「申立人ら」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

- 1 申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

- ・損害項目
 - （1）避難費用
 - （2）一時立入費用
 - （3）避難にかかる精神的損害（ただし、政府による避難等の指示等により、自宅以外での避難生活を長期間余儀なくされ、正常な日常生活の維持・継続が長期間にわたり著しく阻害されたために生じた精神的苦痛に限り、9月以降は今後の生活の見通しに対する不安が増大したことにより生じた精神的苦痛を含む）
 - （4）滞在者に関する精神的損害
- ・期間 自平成23年3月11日 至平成24年8月31日

2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、第1項所定の損害項目（同項所定の期間に限る。）に対する和解金が、5,073,650円であることを認める。

（内訳）

（1）避難費用	①交通費	47,000円
	②家財移動費	98,650円
	③宿泊費	216,000円
	④家財購入費	139,000円
（2）一時立入費用		73,000円
（3）避難にかかる精神的損害		1,800,000円
（4）滞在者に関する精神的損害		2,700,000円
合計金額		金5,073,650円

3 既払額控除

被申立人は、申立人らに対して、前項記載の合計金額から既払の仮払補償金160万円を差し引いた残金3,473,650円について、支払義務があることを認める。

4 支払方法

（省略）

5 清算

第1項に掲げる損害項目（同項の期間に限る。また、その遅延損害金を含む。）については、本和解に定めるもののほか、当事者間に債権債務のないことを相互に確認する。ただし、第1項記載（3）、（4）の精神的損害については、本和解に定める金額を超える部分につき、清算の効力は及ばないものとする。

6 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら代理人及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人らが1通を、被申立人が1通をそれぞれ保有するものとする。また、被申立人は本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成24年12月11日

（仲介委員 笹原直和）